議第１０号

過疎地域における地域医療の確保及び自治体病院経営の安定に向けた診療報酬・財政支援並びに医師等確保施策の強化を求める意見書

上記意見書を関係行政庁へ提出したいので、地方自治法第９９条及び京丹後市議会会議規則第１４条第２項の規定により、別記のとおり提出する。

京丹後市議会議長　　中　野　勝　友　　様

令和８年１０月５日提出

提出者　　京丹後市議会　議会運営委員会委員長　　東　田　真　希

提案理由

医師・看護師不足や物価・人件費等の高騰により、多くの自治体病院で安定的な運営が困難となり、本市の地域医療の維持にも深刻な影響が生じている。こうした状況を踏まえ、過疎地域における持続可能な地域医療の確保及び自治体病院経営の安定に向けた診療報酬・財政支援並びに医師等確保施策の強化を求めるため。

（別記）

過疎地域における地域医療の確保及び自治体病院経営の安定に向けた診療報酬・財政支援並びに医師等確保施策の強化を求める意見書

本市における地域医療は、市立弥栄病院、久美浜病院及び６つの市立診療所、そして民間医療機関の緊密な連携によって支えられている。これらの医療機関は、救急医療や在宅医療等、採算性のみでは維持困難な政策医療を担い、点在する集落に住む市民の生命と健康を守る重要な社会基盤である。

本市立病院では、深刻な医師・看護師不足により、地域に医療ニーズがありながら、必要な病床を十分に稼働できず、患者を受け入れたくても受け入れられない状況が生じている。その結果、患者数や医業収益が減少し、経営の悪化が医療従事者の確保をより困難にする懸念がある。

さらに、急激な物価高騰や人件費の上昇、医薬品・医療材料費等の増加が病院経営を圧迫している。令和８年度診療報酬改定では、ベースアップ評価料の対象職員の拡大や評価の見直し、物価高騰への対応等が行われたものの、人事院勧告に基づく人件費の上昇をはじめとする経費の大幅な高騰を十分に賄えるものとはなっていない。

また、医療機関は、診療報酬制度の下で物価高騰や賃上げ等の社会経済情勢に応じて適時価格転嫁できず、厳しい経営状況に直面している。そういった厳しい環境に直面している病院事業に対して昨年度創設された病院事業債（経営改善推進事業）を活用する等、本市においても経営の維持に努めているが、病院を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、自治体の財政負担や病院現場の経営努力のみで、持続可能な医療提供体制を維持することには限界がある。

地域医療は住民の生命と健康を守る根幹であり、その存続を単なる採算性や経済合理性のみに委ねることはできない。

よって、国会及び政府におかれては、過疎地域における公立病院の実態を重く受け止め、下記の措置を速やかに講じられるよう強く求める。

記

１．令和８年度診療報酬改定の効果検証及び不足分への財政措置

令和８年度診療報酬改定の効果を検証し、地域医療を担う病院の経営が持続できる水準となるよう社会経済情勢等に応じて、改定期を待たずに必要な見直しや財政措置を講じる等、機動的に対応すること。特に、医師・看護師不足により、地域に医療ニーズがありながら必要な病床の稼働や患者の受入れが十分にできず、医業収益の確保が困難となっている過疎地域の自治体病院の実態を踏まえ、必要な財政措置を講じること。

２．自治体病院への財政支援拡充及び病院事業債への地方交付税措置

不採算医療や政策医療を担う自治体病院に対し、地方交付税や補助金等の財政支援を拡充すること。また、病院事業債（経営改善推進事業）の償還に対して地方交付税措置を講じること。

３．医師確保支援及び医師偏在対策の強化

医師多数区域とされる京都府においても、丹後医療圏のように医師少数区域の医療圏があるという実情を踏まえて、医師少数区域の解消を優先的・重点的に行えるよう、必要な医師が安定的・継続的に配置される実効性ある仕組みを構築する等、医師確保・派遣支援等の偏在対策を強化すること。

４．看護師等医療従事者の確保・定着支援

看護師・助産師等の確保・養成及び地元定着を促進するため、養成機関や研修体制の充実、処遇・勤務環境の改善等、現場実態に即した支援を推進すること。

５．地域の実情を踏まえた医療提供体制の確保

地域医療構想の推進に当たっては、医師・看護師不足によって病床を十分に稼働できない状況を、地域の医療需要の減少と捉えることなく、過疎地域の地理的条件、医療従事者の確保状況及び住民の医療ニーズを十分に踏まえ、必要な医療提供体制が維持で

きるよう、国が指導的役割を果たすこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年　　月　　日

様

京都府　京丹後市議会